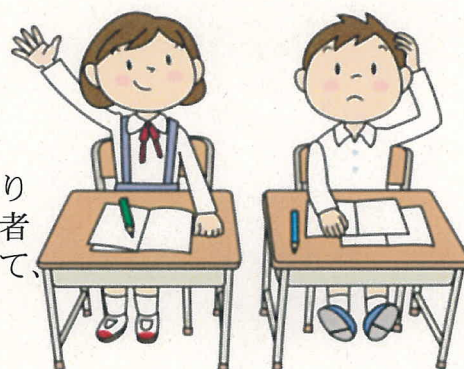


平成27年度 交通遺児激励金制度のご案内

鳥取県社会福祉協議会では、交通事故によりかけがえのないお父さん、お母さんを亡くされた交通遺児（義務教育終了前まで）の方に対する激励金の支給事業を行っています。

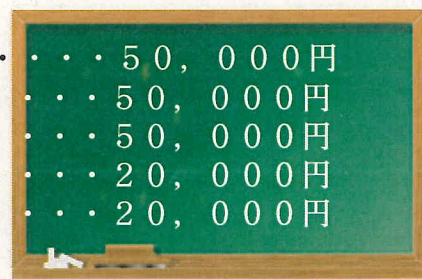
1 対象者

- 義務教育終了までの乳幼児、児童、生徒で下記に該当する者。
- 父母（「養子縁組をした場合にあっては、養父母とする」以下同じ）又はそのいずれかが交通事故により死亡、又は父母が重度の後遺症を存することとなった者（父母のいずれかが交通事故により死亡した後において、その配偶者が再婚した場合を除く。但し、当年度内に限り該当する。）
- 父母が死亡した後に、その他親族等に扶養されていたもので、当該親族等が交通事故により死亡、又は当該親族等が身体に重度の後遺症を存することとなった者。



2 激励金支給基準（1人につき）

- ①翌年度4月に小学校入学予定の幼児・・・・・・・・・・ 50,000円
- ②翌年度4月に中学校入学予定の児童・・・・・・・・・・ 50,000円
- ③当年度末に中学校卒業予定の生徒・・・・・・・・・・ 50,000円
- ④その他（①～③を除く）児童・生徒（現小・中学生）・・・・ 20,000円
- ⑤幼稚園・保育園・在宅を含めた全ての乳幼児・・・・・・・・ 20,000円



3 申請等に関するご相談は下記へお問合せください

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会（担当：福祉振興部）
〒689-0201 鳥取市伏野1729-5
県立福祉人材研修センター内
TEL 0857-59-6344
FAX 0857-59-6340
E-mail vc@tottori-wel.or.jp